

公募型プロポーザル実施要領

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び
マテリアルリサイクル推進施設整備・
運営事業者選定アドバイザー等業務委託

令和6年2月

一関地区広域行政組合

1 趣旨

この要領に定めるエネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業者選定アドバイザー等業務委託（以下「本業務」という。）は、一関地区広域行政組合（以下「組合」という。）がエネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業をDBO（公設民営）方式で実施するにあたり、実施方針の作成・公表から事業者の募集・選定・契約に至る一連の業務を、DBO方式等に関する幅広い知識と経験を有し、課題分析及び解決を的確に行うことができる能力を有する者の支援を受け、円滑に実施することを目的とする。

この要領は、本業務の委託発注について、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するため必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業者選定アドバイザー等業務委託

(2) 業務内容

別紙「エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業者選定アドバイザー等業務委託」仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 提案上限額

41,642千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものである。

3 スケジュール

内 容	期 日 等
① 審査委員会実施日（事前）	令和6年2月9日（金）
② 公募開始（実施要領等公表）	令和6年2月16日（金）
③ 質問提出期限	令和6年2月29日（木）必着
④ 質問回答	令和6年3月7日（木）
⑤ 企画提案書提出期限	令和6年3月18日（月）必着
⑥ 審査委員会実施日	令和6年3月27日（水）
⑦ 審査結果通知	令和6年4月上旬
⑧ 契約締結	令和6年4月中旬

4 事業者の選定方法

- (1) 優先交渉権者は、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業者選定アドバイザー等業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が、「5 審査概要」に基づき書類審査し、選定する。
- (2) 審査により審査項目の配点を合計した最上位の者を優先交渉権者として1者、次点の者を1者選定する。

5 審査概要

(1) 参加資格

参加する者は、次の要件をすべて満たしている者であること。

- ① 本業務の実施について、組合からの依頼に即時に対応できる体制を整えていること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者、若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者、若しくは更生手続開始の申立てをされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381号（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による整理開始の申立てをなされていない者であること。破産法（平成16年法律第75条）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。
- ⑤ 参加申請書類の提出の日時点において、当組合からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑥ 本業務の公告日から過去10年間に、国又は地方公共団体が発注する一般廃棄物処理施設を対象としたDBO方式（事業）による施設整備、運営に関する事業者選定アドバイザー業務を元請けとして受託し、完了した実績を有すること。
- ⑦ 組合の競争入札有資格者名簿（建設コンサルタント-廃棄物）に登録されている者であること。
- ⑧ 共同企業体を構成しての参加は不可とする。

(2) 審査基準

提出書類審査の内容について、別表審査基準を適用する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、すべての提案者へ郵送により書面で通知する。

6 質問の受付及び回答

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

(1) 受付期限 令和6年2月29日(木)(必着)

(2) 受付場所

一関地区広域行政組合 総務管理課

住 所：〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

電 話：0191-21-2111 (内線：8751)

E-mail：somukanri@city.ichinoseki.iwate.jp

(3) 提出方法

別紙「エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業者選定アドバイザー等業務委託実施要領等に関する質問票」(様式第1号)に記入の上、電子メールにて提出すること。なお、メールの件名には、質疑の回数と会社名が分かるようにすることとし、提出後、必ず受信確認を行うこと。

(4) 回答方法

受け付けた質問については、質問事項と回答を取りまとめて、令和6年3月7日(木)までに組合ホームページに掲載する。なお、電話又は口頭による対応は行わない。

7 企画提案の方法等

企画提案に参加する者は、次により提出すること。

(1) 企画提案書等の提出

① プロポーザル参加申請書(様式第2号)

② 配置予定者の業務実績(様式第3号)

・管理技術者および照査技術者2名分提出のこと。

③ 企画提案書(様式第4号、第5号)

・提出部数は11部とする。(正本は1部とし副本10部は写しで可。)

・実施方針(実施体制、実施工程含む)

業務目的の理解、業務実施方針及び業務の進め方等について

・特定テーマ

ア 事業費の低減に関する課題と対応策について

イ その他、本業務を進めるうえでの課題と解決に向けた方向性について

- ④ 参考見積書及び積算内訳書（様式任意）
 - ・ 提出部数は11部とする。（正本は1部とし副本10部は写しで可。）
 - ・ 本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした積算内訳書を作成すること。
 - ⑤ 提案者の組織等に関する事項調書（様式第6号）
 - ⑥ 直近の財務諸表
- (2) 提出先
6の(2)「受付場所」に同じ
 - (3) 企画提案書の提出期限
令和6年3月18日（月）（必着）
 - (4) 提出方法
 - ① 持参又は郵送により提出すること。
 - ② 郵送の場合は、封筒表に「企画提案書在中」の旨を朱書きし、提出期限までに必着のこと。
 - (5) 企画提案の無効
下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。
 - ① 提案の作成形式等に示された要件に適合しない提案
 - ② 提出期限を過ぎて提出された企画提案
 - ③ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
 - ④ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
 - ⑤ 提案上限額を超えた提案
 - ⑥ 他人の提案を代理した提案
 - ⑦ その他、本プロポーザルに関する条件、指示した事項に違反した提案や、求められる義務を履行しない提案

8 契約に関する事項等

- (1) 見積書の徴収
決定した優先交渉権者から提出された書類を基に、組合と優先交渉権者との間で仕様書の内容等を協議し、組合において予定価格を定める等、所定の手続きを経た後、改めて優先交渉権者に見積書の提出を求める。
したがって、7「企画提案の方法等」の(1)「企画提案書等の提出」で当初提出した積算内訳書の額が契約額になるとは限らないこと。
- (2) 契約書作成要否 要

(3) 契約保証金

一関地区広域行政組合財務規則（平成18年一関地区広域行政組合規則第10号）において準用する一関市財務規則（平成17年一関市規則第51号）第146条の規定に該当する場合は、免除する。

(4) 企画提案書等との関係

企画提案書に記載された事項は、仕様書と併せ、契約時の仕様書として扱うものとする。

ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、組合と優先交渉権者との協議により、契約締結段階において項目を追加、変更又は削除することがある。

(5) 契約者等の公表

組合は、本契約について、関係事項を組合のホームページ上で公表する。

9 失格事項

- (1) 提案者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 本プロポーザル参加に当たっては、競争を制限する目的で他の提案者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 提案者は、優先交渉権者の選定前に、他の提案者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 提案者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、本プロポーザルを公正に執行することが出来ないと認められるときは、当該提案者を本プロポーザルに参加させず、又は本プロポーザルの執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

10 その他

- (1) 公募型プロポーザルは、優先交渉権者を選定するものであることから、具体的な業務は、提案等に記載された内容を反映しつつも、組合との協議に基づいて実施すること。
- (2) 提出書類の取扱
提案者が組合へ提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。ただし、一関地区広域行政組合情報公開条例（平成19年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
 - ① 提出書類は返却しない。ただし、本プロポーザルにかかる審査以外には利用しない。
 - ② 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

- ③ 本プロポーザルに要する経費は、提案者の負担とする。
 - ④ 提案者は、複数の企画提案をすることはできない。
 - ⑤ 提案者が全くなかった場合を除き、このプロポーザルは実施する。
 - ⑥ 提出された企画提案書等については、追加・削除等は原則として認めない。
 - ⑦ 企画提案書等に著作権、肖像権を有する画像、地図等を使用する場合は、提案者側の責において許諾を得た上掲載すること。
 - ⑧ 評価内容及び選定結果について、異議申し立ては一切認めない。
- (3) 提出書類・質問の作成は、日本語で行うものとする。

11 問合せ先

一関地区広域行政組合 総務管理課

住 所：〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

電 話：0191-21-2111（内線：8751）

E-mail：somukanri@city.ichinoseki.iwate.jp

別表（5の2）関係

審査基準

審査項目及び審査観点			配点
1	参加者の業務実績	国又は地方公共団体の同種業務実績は十分か。	10
2	技術者の業務実績	配置予定技術者の国又は地方公共団体の同種業務実績は十分か。	20
3	業務の実施方針	業務の目的、条件、内容の理解度が十分か。	10
4	業務の実施体制	業務の目的、条件、内容を踏まえた適正な配置となっているか。	10
5	業務の実施工程	業務の実施工程、時期は妥当か。	10
6	事業者選定支援における課題とその対応策	特定テーマにおける課題に対応し、問題点を把握しその対応策が具体的に提案されているか。	30
7	参考見積書	参考見積価格は妥当か。	10
合計			100